



八王子市保健所
所長 上木 隆人

保 健所の役割

平成19年4月、八王子市は保健所を設置・運営する保健所政令市になり、本市の実態に即したきめ細かい保健衛生行政を展開することが可能となりました。

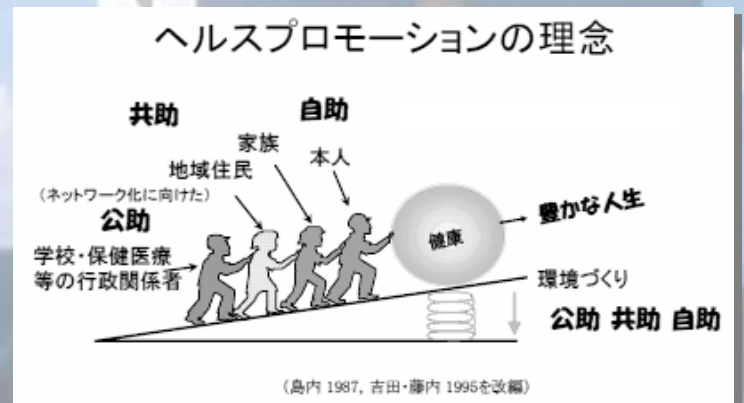
保健所は、市民の健康と安全を確保するため、食中毒や感染症対策、食品衛生・環境衛生対策、医事薬事対策など、いわゆる健康危機管理対策といわれる分野に取り組むと共に、健康づくり推進協議会の運営など市民の健康確保事業に、また難病の患者さんや精神障害の患者さん達の地域における療養、社会復帰支援に取り組みます。

保 健衛生行政の推進理念はヘルスプロモーション

保健所政令市である本市は、保健衛生行政の推進理念として、「ヘルスプロモーション」を掲げます。

「ヘルスプロモーション」は、1986年に世界保健機構（WHO）が先進国の健康政策を推進するために掲げた理念で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することが出来るようにするプロセスである」と定義し、健康は生きる目的でなく、毎日の生活の基本であるとしています。

右図は、「ヘルスプロモーション」の理念をわかりやすく示しており、健康は、市民が主体となって、家族、地域、行政が協力して確保していくものと考えています。



市 民・関係団体の皆さんとともに

保健所政令市による新しい保健衛生行政を推進するためには、「ヘルスプロモーション」に関する市民及び関係団体の皆さんの理解と行動が必要となります。

保健所は、事業者の皆さんが許認可の衛生基準を満たすばかりでなく、より高度の衛生管理レベルを達成できるよう自主管理を支援していきます。

また、市民の皆さんの健康に集団的脅威となる新型インフルエンザ対策や、生きにくい社会を反映して増加しているうつ・自殺予防対策には、家族ぐるみや地域ぐるみの行動が必要となるため、その普及啓発と推進を図ります。

保健所は、今後も公衆衛生の第一線で、市民・関係団体の皆さんとともに協力して、市民の健康と安全確保に努めてまいります。